

奨学給付金（一部早期給付）について（ご案内）

大分県では、生活保護世帯、住民税非課税世帯を対象に、返済不要の「高校生等奨学給付金」を支給しています。

高校生等奨学給付金とは…授業料以外の教育にかかる経済的負担の軽減を図るための給付金です。
授業料にかかる就学支援金とは別の制度です。

高校生等奨学給付金は、通常、毎年1回申請を行い、認定された場合は、年間支給額を1回で受け取ることとなっていますが、新入生については、入学時の負担が大きいことを考慮して、年間支給額の1/4（4～6月分）に相当する額を早期に給付すること（一部早期給付）が可能です。

☆高校生等奨学給付金支給金額（一部早期給付で支給する相当額および年間予定額）

早期給付	区分 (4月1日現在)	生活保護（生業扶助） 受給世帯	生活保護（生業扶助）受給世帯以外の非課税世帯	
			第1子高校生等の場合	第2子以降の高校生等の場合
4～6月分	全日制・定時制	8,075円（相当額） (32,300円（年間予定額）)	30,525円（相当額） (122,100円（年間予定額）)	35,925円（相当額） (143,700円（年間予定額）)
4～6月分	通信制		12,625円（相当額） (50,500円（年間予定額）) ※1世帯に通信制の対象生徒と全日制又は定時制の対象生徒がいる場合は、 全日制又は定時制の対象生徒は「第2子以降」の扱いとする。	
4～6月分	専攻科		12,625円（相当額） (50,500円（年間予定額）)	

以下の★支給要件（一部早期給付）に該当し、一部早期給付を希望される方は6月14日（金）までに申請書類を学生課学生支援係へご提出ください。

★支給要件（一部早期給付）

支給要件	令和6年4月1日現在で、 (1) 保護者等が、大分県内に住所を有していること。 ※ 保護者等が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。 (2) 対象の高校生等が、高等学校等に在学していること ※ 高等学校等とは、高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程・高等専門学校・高等学校専攻科等（特別支援学校の高等部は含まれません。）です。 (3) 対象の高校生等が、高等学校等を卒業又は修了していないこと。 (4) 保護者等が、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていないこと。 ※ <u>令和5年度（令和4年分）</u>の課税状況で確認します。 以下の①～③に該当する場合は、対象になりません。 ①他の都道府県から、同種の奨学金の給付を受けている場合。 ②高校生等が4月1日現在休学しており、年度内に復学する見込みがない場合。 ③高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支給対象となっている場合。
------	--

※家計急変により保護者等の収入が減少し、上記非課税世帯相当とみなされれば支給できる場合があります。

なお、今回は一部早期給付を希望される方の申請となります。一部早期給付を申請（希望）しなかった方は、改めて7月以降にご案内させていただく通常の年額給付の申請を行い、年間支給額を1回で受け取ることとなります（申請手続きが1回で完了します）。

一部早期給付を申請し、認定された場合も、年額（残りの3/4の金額）を受給するためには再度、通常の年額給付の申請が必要となります（申請手続きが2回必要です）。

年額給付のみ（年額の1/1）で認定された場合も、一部早期給付（年額の1/4）と年額給付（残りの3/4）で両方認定された場合も、年間の給付金額は変わりません。

また、一部早期給付は令和5年度（令和4年分）の課税状況、年額給付は令和6年度（令和5年分）の課税状況を基準に認定審査を行いますので、年度で課税状況が異なる場合は、審査結果も変わる可能性がありますのでご注意ください。

例：一部早期給付と年額給付の両方を以下の課税状況で申請した場合

課税状況と認定結果…令和5年度（令和4年分）課税状況…所得割非課税 → 一部早期給付 認定
令和6年度（令和5年分）課税状況…所得割課税あり → 年額給付 不認定
※年額給付が不認定でも、一部早期給付で受給した給付金は返還不要です。

【申請について】

以下の書類を、期日までに学生課学生支援係へご提出ください。

種別		提出書類
		紙の申請の場合
共通		①高校生等奨学給付金受給申請書 ②振込希望口座の通帳の写し （口座名義及び口座番号が表示されている部分。用紙サイズA4）
どちらか一方	生活保護（生業扶助） 受給世帯の場合	③生活保護受給証明書 （申請する年の4月1日現在、生業扶助（高等学校等就学費）の受給の有無が確認できるもの）
	非課税世帯の場合 ※生活保護受給世帯以外	④保護者等の地方税の状況が分かる書類 令和5年度課税証明書等（道府県民税及び市町村民税が分かるもの） ⑤扶養誓約書 （対象となる高校生等以外に保護者等に扶養されている 15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合のみ） 家計急変による申請は申請書及び提出書類が異なりますので 学生課学生支援係までご連絡ください。

【その他】

- 認定となった場合は、申請口座宛てに順次支給予定です。支給日が世帯によって異なる可能性がありますので、ご了承ください。

（支給時期の目安） 一部早期給付…7月～8月頃 ○年額給付…11月～翌年1月頃

※あくまで予定ですので状況により前後する可能性があります。

- ご不明な点等ございましたら、学生課学生支援係までお問い合わせください。

【問合せ先】

大分工業高等専門学校

学生課学生支援係

担当 計野（はかりの）

TEL：097-552-6365